

## 大規模災害時における相互連携に関する確認書

砺波市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和5年3月10日付けをもって締結した「砺波市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書」の第2条第1項第2号に関し、大規模災害時における相互連携及び停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について以下のとおり確認する。

### （目的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認するとともに、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を3者が協力して円滑に実施するための3者間における基本的事項を定め、もって、地域の防災力を高めること及び停電の早期復旧に資することを目的に締結する。

### （適用範囲）

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とし、障害物の除去等に関しては、停電復旧に必要な区域で、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域とする。

### （連携内容）

第3条 乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、3者は連絡体制を確立し、連携して停電情報等及び道路情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。

(1) 甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する砺波市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。

(2) 3者における各部署の窓口及び連絡体制は別に定めるものとする。また、それらに変更が生じた場合は、随時更新の上、3者共有するものとする。

(3) 乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次のとおりとする。

- ・ 停電発生日時
- ・ 停電発生地域
- ・ 停電戸数
- ・ 停電原因
- ・ 停電復旧見通し
- ・ 停電復旧完了日時

(4) 3者が共有する道路情報は、次のとおりとする。

- ・ 道路陥没・冠水、土砂災害、樹木倒壊等による道路寸断の情報
- ・ 道路復旧の状況

2 3者は、大規模災害発生時において丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障をきたした場合は、連携して通行の確保にあたるものとし、緊急通行確保路線等を優先的に実施するものとする。

- (1) 3者は、日頃より緊急通行確保路線等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時において連携できるような体制の構築を行うものとする。
  - (2) 甲は、丙の現場着手等の遅れ等により、優先的に啓開すべき道路の早期復旧に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。
  - (3) 前号の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することができるものとし、丙は直ちに技術員を派遣し電气的安全措施等を実施するものとする。
  - (4) 第2号の甲による電力設備等の除去は、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、支障となる障害物等の除去を甲に要請することができるものとし、甲は、業務の遂行に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (1) 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
    - ・作業内容
    - ・場所（住所、地図）
    - ・写真
    - ・作業希望日時
    - ・現地連絡責任者及び電話番号
    - ・その他必要な事項
  - (2) 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
  - (3) 災害等の状況により、丙は停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙又は丙の第1号による要請手続き及び甲の前号による要請手続きを経ずに、除去作業を実施することができる。ただし、乙又は丙は除去作業着手後、直ちに口頭又は電話で甲へ連絡し、作業完了後速やかに書面による報告を行うものとする。また、甲はこれを受けて乙又は丙に対して書面による承認を行うものとする。
  - (4) 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。
  - (5) 甲は丙に対し、停電復旧の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。
  - (6) 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管及び処分は、甲が行うものとする。
- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と次に掲げる事項について適宜協議を行うものとする。

- (1) 甲は、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、早期復旧を必要とする重要施設及び優先順位を明らかにした上で、電源車の配置先について丙に要請できるものとする。ただし、富山県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は富山県に電源車の配置先について協議の申し入れをするものとする。
  - (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は富山県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙又は丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
  - 7 3者は、大規模災害発生時の倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
  - 8 3者は、それぞれが保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するよう努めるものとする。
  - 9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、それぞれが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。
  - 10 3者（従事者）の損害補償については、第3条3項の規定に基づき停電復旧作業等に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律50号）により行うものとする。

#### （連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者で協議の上、別途定めるものとする。

#### （第三者に及ぼす損害）

第5条 この確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、3者は協力して処理解決に当たるものとする。

#### （費用負担）

第6条 3者が、この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用については、3者で協議の上、それぞれ相手方に求償できるものとする。

#### （秘密保持）

第7条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た企業、団体等に関する情報又は個人情報を第三者へ開示し、又は漏えいしてはならない。

#### （安全管理）

第8条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第9条 この確認書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者のいずれかが書面をもって終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から起算して1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者で協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本書3通を作成し、代表者の署名の上、各自その1通を所持する。

令和5年3月10日

甲 富山県砺波市栄町7番3号  
砺波市長 (自署)

乙 富山県高岡市広小路7番15号  
北陸電力株式会社  
理事 高岡支店長 (自署)

丙 富山県富山市牛島町13番15号  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 富山支社長 (自署)